

国による国民健康保険制度の改正について

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 32 号）が公布されたこと等に伴い、文京区国民健康保険条例（昭和 34 年 11 月文京区条例第 42 号）の改正手続きを行う。

改正の概要

1 国民健康保険料の基礎賦課額等に係る賦課限度額の見直し

(1) 概要

医療給付費が増加する一方で、被保険者の所得が十分に伸びない状況において、保険料の引上げにより必要な保険料を確保することとすれば、中間所得層の負担が重くなる。【イメージ図①参照】

したがって、国民健康保険料の賦課限度額を引上げることで、高所得者層により多く負担いただくことになるものの、中間所得層の被保険者に配慮した保険料設定が可能となる。【イメージ図②参照】

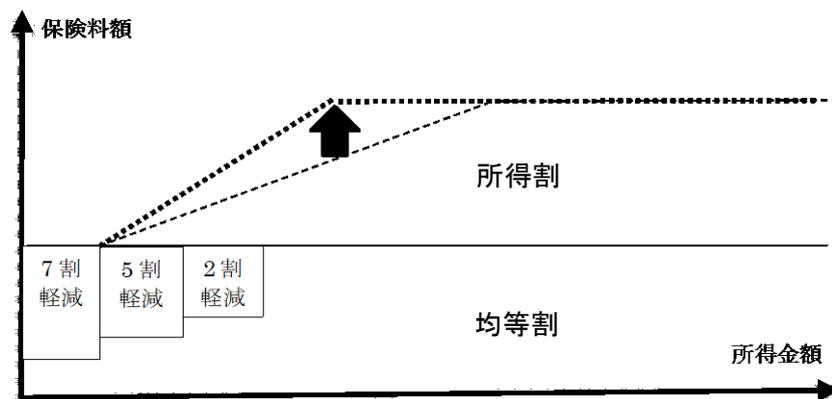
(2) 改正内容

- ア 医療分賦課限度額を 66 万円（現行 65 万円）に引上げる
- イ 支援金分賦課限度額を 26 万円（現行 24 万円）に引上げる

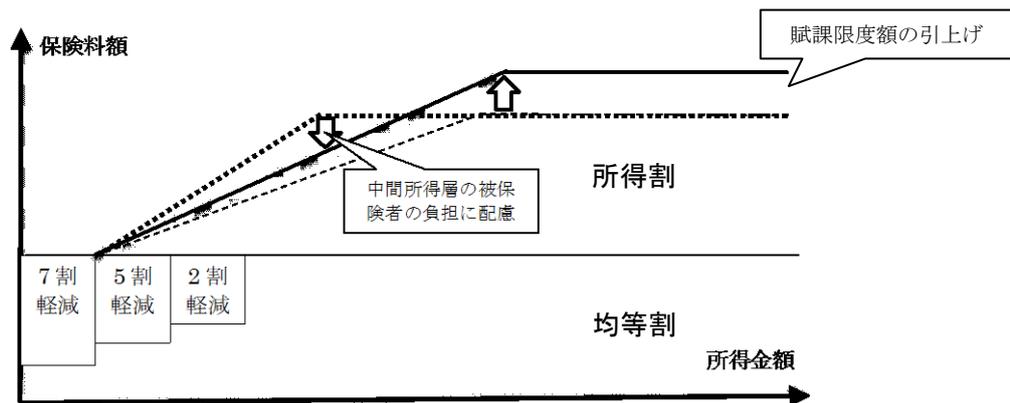
【イメージ図】

医療費の増により確保すべき保険料収入額が増加した場合において、

① 保険料率引上げを行った場合



② 保険料率及び賦課限度額の引上げを行った場合



2 経済動向等を踏まえ、保険料減額の対象世帯に係る所得判定基準を見直す。

	所得判定基準	
	現行	改正後
7割減額	基礎控除額 43 万円 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)	同左
5割減額	基礎控除額 43 万円 + 29.5 万円 × 被保険者数 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)	基礎控除額 43 万円 + 30.5 万円 × 被保険者数 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)
2割減額	基礎控除額 43 万円 + 54.5 万円 × 被保険者数 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)	基礎控除額 43 万円 + 56 万円 × 被保険者数 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)